

銀行振込による公売保証金納付手続(オフ納付)

1. 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前に KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン, 愛媛地方税滞納整理機構インターネット公売ガイドラインを必ずお読みください。
- (2) KSI 官公庁オークションのログイン ID(以下、「ログイン ID」といいます)の取得などを行い, KSI 官公庁オークション内の愛媛地方税滞納整理機構インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申請を行った後, この手続を行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合, 法人代表者名で取得したログイン ID で愛媛地方税滞納整理機構インターネット公売の公売物件詳細画面より仮申込を行ってください。
- (4) 公売保証金の納付方法及び金額は公売物件ごとに異なります。また, 公売保証金の納付は公売物件の売却区分番号ごとに必要となります。

2. 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」の送付

- (1) 下の「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし, 「記入例」にしたがって枠内を記入し, 捺印してください。

※ 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入した氏名, 住所, 電話番号, ログイン ID, メールアドレス, 口座振替依頼先口座情報は, 入札終了後の買受代金の納付又は公売保証金の還付手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。

※ 公売保証金の返還先口座名義人は入札者本人のものに限ります。

※ 印鑑は必ず押してください。捨印も忘れずに押してください。
- (2) 「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を愛媛地方税滞納整理機構に書留郵便(配達記録等)にて送付してください。



「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」

3. 公売保証金の納付

- (1) 愛媛地方税滞納整理機構は「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」を受領した

後、「公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書」に記入されているメールアドレスあてに電子メールを送信し、振込先口座などをご案内します。このメールは必ず愛媛地方税滞納整理機構に受信情報が届くように開いてください。

- (2) 電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。
(公売物件によっては利用できない方法もございます。)

※ 公売保証金は入札開始日の2日前までに愛媛地方税滞納整理機構が確認できるように納付してください。愛媛地方税滞納整理機構が納付を確認できない場合、入札することができません。

ア 銀行振込

※ 公売保証金を振り込んだ日から愛媛地方税滞納整理機構が納付を確認するまで3日程度かかることがあります。

※ 振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

※ 類似の口座名にご注意ください。

イ 現金または銀行振出小切手の直接持参

※ 直接持参により公売保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の小切手(松山手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して6日を経過していないものに限る)で愛媛地方税滞納整理機構に納付してください。

※ 受付時間は、平日9時から17時までです。

4. 公売物件が農地を含む場合

- (1) 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。

※ 公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を愛媛地方税滞納整理機構が確認した方のみ、公売参加申込完了となります。

※ 「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問合せください。

- (2) 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。

5. 公売保証金の返還

- (1) 落札者(最高価申込者)及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者(最高価申込者)が代金を納付した場合などに返還します。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、納付した公売保証金は予定通り実施(公売)された場合の入札期間終了後に返還します。
- (4) 保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者名義の銀行口座へ愛媛地方税滞納整理機構から振込まれます。上記(1)から(3)の場合、返還まで、入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (5) インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。返還まで、公売中止後4週間程度かかることがあります。
- (6) 公売参加申込後、入札をしない場合にも、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (7) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。

6. 書類送付先あて名・住所(愛媛地方税滞納整理機構情報)

あて名:愛媛地方税滞納整理機構

郵便番号:790-0067

住所:愛媛県松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル2階